

費用保険金等のご説明

【自動車保険】

種目	保険金の支払対象となる場合
車両保険	<p>全損時諸費用保険金（VAP契約の場合） ご契約車両が全損の場合にお支払いします。 1回の事故につき、車両保険の保険金額の10%（20万円限度）をお支払いいたします。</p> <p>臨時費用保険金（SAP契約・PAP契約の場合） ご契約車両が全損の場合にお支払いします。 1回の事故につき、車両保険の保険金額の5%（10万円限度）をお支払いいたします。</p> <p>盗難に関する代車等費用担保保険金 ご契約車両が盗難に遭い使用不能となり、警察への届出がある場合にお支払いします（付属品等車両の一部のみの盗難はお支払いの対象外です。） 1日あたり3,000円の日額に代車必要日数（最初の3日を控除）を乗じた額をお支払いいたします（30日限度）。</p> <p>再取得時諸費用保険金 ご契約車両が事故により損傷し、代替となる車両をお客さまが新たに買い替える場合にお支払いします。 協定新価保険金額の10%（20万円限度）をお支払いいたします。</p> <p>被保険自動車の事故に関する代車等費用保険金（定額払） 車両保険金が支払われる場合で、ご契約のお車が修理等で使用できなくなったときにお支払いします。 ご契約の1日あたりの代車日額に代車必要日数を乗じた額をお支払いいたします。</p> <p>被保険自動車の事故に関する代車費用保険金（実損払） 車両保険金が支払われる場合に、レンタカー等の代車を利用し、お客さまが費用を負担された場合にお支払いします。 1日につき支払限度日額を限度としてお客さまが実際に負担した額をお支払いいたします。</p>
対物賠償 責任保険	<p>対物臨時費用保険金 対物事故でお客さまの賠償責任に基づいて保険金が支払われる場合にお支払いします。 1回の事故につき、2万円を限度にお支払いします。</p>
対人賠償 責任保険	<p>臨時費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VAP契約（保険始期が1999年5月1日以降のご契約の場合） 対人事故の被害者の方が死亡または3日以上入院された場合にお支払いします。 ・VAP契約（保険始期が1999年4月30日以前のご契約の場合）・SAP契約・PAP契約 対人事故の被害者の方が死亡または20日以上入院された場合にお支払いします。 <p>いずれのご契約の場合も1回の事故・被害者1名につき、死亡の場合10万円、入院の場合2万円をお支払いいたします。</p>
搭乗者傷害 保険	<p>重度後遺障害特別保険金 搭乗者傷害保険にご加入のご契約車両で、運転者、同乗者として搭乗中のお客さまが、事故により約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要となった場合にお支払いします。 搭乗者傷害保険の保険金額の10%（100万円限度）をお支払いいたします。</p> <p>重度後遺障害介護費用保険金 搭乗者傷害保険にご加入のご契約車両で、運転者、同乗者として搭乗中のお客さまが、事故により約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要となった場合にお支払いします。 搭乗者傷害保険の保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた額の50%（500万円限度）をお支払いいたします。</p> <p>座席ベルト装着者特別保険金 搭乗者傷害保険にご加入のご契約車両で、運転者、同乗者として搭乗中のお客さまが座席ベルト（シートベルト・チャイルドシートも含まれます）を装着して搭乗中にもかかわらず、事故により死亡された場合に、搭乗者傷害保険の保険金額の30%（300万円限度）をお支払いいたします。</p>

種目	保険金の支払対象となる場合
自損事故保険	<p>介護費用保険金 ご契約車両の運転者・同乗者またはお車を保有する方が約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要となった場合に 200 万円をお支払いいたします。</p>
人身傷害保険	<p>臨時費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ V A P 契約（保険始期が 1999 年 5 月 1 日以降のご契約の場合） 人身傷害保険の被保険者の方（保険の対象となる方）が死亡または 3 日以上入院された場合にお支払いします。 ・ V A P 契約（保険始期が 1999 年 4 月 30 日以前のご契約の場合） 人身傷害保険の被保険者の方（保険の対象となる方）が死亡または 20 日以上入院された場合にお支払いします。 <p>いずれのご契約の場合も 1 回の事故・被害を被った方 1 名につき、死亡の場合 10 万円、入院の場合 2 万円をお支払いいたします。</p> <p>傷害医療保険金（ H A P 契約の場合） 人身傷害保険金が支払われる場合にお支払いします。 傷害を被った部位および症状ならびに傷害の程度に応じて、あらかじめ当社が定めた金額をお支払いいたします。</p>

【火災・新種・傷害保険】

種目	保険金の支払対象となる場合
火災保険	<p>臨時費用保険金・事故時諸費用保険金（特約） 火災、落雷、物体衝突、給排水設備により生じた水濡れ事故などによって保険の目的に損害が生じた場合に、損害保険金の他にお客さまが臨時に支出されたであろう費用に対してお支払いする保険金です。 原則として、1回の事故につき、損害保険金の30%（住宅物件では100万円、一般物件では500万円限度）をお支払いいたします。（ご契約の条件により取扱いが異なることがあります。）</p> <p>特別費用保険金（価額協定保険特約、生活安全総合保険） 火災、落雷などによって保険の目的が全損（生活安全総合保険の場合は、保険金額の80%以上の損害保険金を支払う場合）となった場合に、損害保険金の他にお支払いする保険金です。 原則として、1回の事故につき、損害保険金の10%（200万円限度）をお支払いいたします。（ご契約の条件により取扱いが異なることがあります。）</p> <p>新価差額費用保険金（積立生活総合保険・積立商店舗総合保険） 火災事故、落雷事故、物体衝突、給排水設備により生じた水濡れ事故など（水害事故、盗難事故などを除く）によって保険目的に損害が生じた場合、再調達価額によって定めた損害の額が保険価額を上回ったときにお支払いする保険金です。 原則として、1回の事故につき、時価損害額と新価損害額との差額（住宅物件では50万円、一般物件では100万円）をお支払いいたします。</p>
傷害保険	<p>臨時費用保険金（特約） 死亡保険金のお支払いの対象となる事故で、その事故が第三者の行為による場合にお支払いする保険金です。 原則として、1回の事故・お客さま お1人につき60万円をお支払いいたします。</p> <p>入院保険金の7日間2倍支払（特約） 入院期間の最初の7日間に対して入院保険金日額を2倍にしてお支払いするものです。</p> <p>顔面等傷害の入院・通院保険金倍額支払（新積立女性保険） 顔面・頭部・頸部に傷害を被り、切開や縫合をともなう外科手術を受けたときに、その治療のための入院・通院日数に対して入院保険金日額および通院保険金日額を2倍にしてお支払いする保険金です。</p> <p>後遺障害保険金の追加支払保険金（特約） 後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故から180日を経過した時点で受傷された方（被保険者）が生存しておられる場合に、後遺障害保険金と同額をお支払いする保険金です。</p> <p>入院一時金（特約） お支払いの対象となる治療により入院保険金が支払われ、かつ実際の入院日数が所定の日数を超えた場合にお支払いする保険金です。 ご契約時に予め設定された保険金額をお支払いいたします。（ご契約の条件により取扱いが異なることがあります。）</p> <p>退院療養一時金（特約） お支払いの対象となる治療による入院が所定の日数を超え、その後退院（入院中にお亡くなりになられた場合を除きます。）された場合にお支払いする保険金です。 ご契約時に予め設定された保険金額をお支払いいたします。（ご契約の条件により取扱いが異なることがあります。）</p> <p>交通事故傷害増額支払（特約） 交通事故などで被った傷害に対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金を2倍にしてお支払いするものです。</p> <p>死亡保険金の追加支払（特約） 死亡保険金をお支払いする場合、亡くなられた方に被扶養者（所得税法上の配偶者または扶養親族）がいらっしゃるとき、死亡保険金の10%をお支払いするものです。</p> <p>死亡特別保険金（海外旅行傷害保険） 加害を目的とした第三者の作為によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて死亡された場合にお支払いする保険金です。 死亡保険金に加え、支払った死亡保険金に死亡特別保険金割合を乗じた金額をお支払い</p>

種目	保険金の支払対象となる場合
	<p>たします。</p> <p>第三者加害行為倍額支払（特約） こども総合保険において、加害を目的とした第三者の作為によるケガ、またはひき逃げによりケガを被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金を2倍にしてお支払いするものです。</p> <p>家事労働費用保険金（積立夫婦ペア総合保険） お客さまの配偶者の方が入院され、その入院期間が免責日数を超えた場合、超えた日数1日あたり、家事労働費用保険金をお支払いするものです。（90日から免責日数を差し引いた日数を限度、また事故日から180日が限度となります。）</p>
新種保険	<p>臨時費用保険金 偶発的な事故により保険の目的に損害が生じた場合に、損害保険金の他にお客さまが臨時に支出されたであろう費用に対してお支払いする保険金です。 原則として、1回の事故につき、損害保険金の一定割合をお支払いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動産総合保険は、損害保険金の30%（300万円限度） ・建設工事保険は、損害保険金の20%（500万円限度） ・機械保険は、損害保険金の10%（200万円限度） ・ガラス保険は、損害保険金の20%（100万円限度） ・その他テナント総合保険、家財総合、フランチャイズ総合、商売安心保険などがあります。 <p>災害付帯費用保険金（特約） 被用者が労災事故により死亡または後遺障害（1～7級）を被り、死亡・後遺障害保険金をお支払いする場合、使用者側で負担された香典・葬儀費用などに対してお支払いする保険金です。 死亡・後遺障害の程度に応じて、ご契約時に予め設定された保険金額をお支払いいたします。</p>

【海上保険】

運送保険	<p>臨時費用保険金 火災、爆発、自然災害による事故により損害保険金をお支払いする場合に損害保険金の10%（100万円限度）をお支払いします。</p>
------	--